

## 6 意思疎通環境の整備

### 【基本的な考え方】

障害のある人が円滑により多くの情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、情報提供及び意思疎通支援を充実させます。

また、パソコン等の情報通信技術の進展等による社会の変化に対応できるよう、環境整備を推進します。

### ( 1 ) 情報提供

#### 現状と課題

数多くの障害福祉制度について、障害のある人やその家族に広報し、活用してもらえるよう、情報を提供することが重要です。

なお、障害の特性に応じて確保できる情報も違うため、障害特性に適した手段により、情報を提供することが必要となってきます。

障害のある人がより多くの情報を取得できるよう、積極的に情報提供を行うとともに、点字や手話等による情報提供手段の充実を図っていきます。

#### 主な取組

##### 「福祉制度のごあんない」の作成・配布、ホームページへの掲載

- ・ 障害のある人のための各種制度等や相談窓口をまとめた冊子「福祉制度のごあんない」を作成・配布し、周知を図ります。
- ・ 福祉制度のご案内の内容を県ホームページに掲載します。

##### 障害特性に応じた広報

- ・ 障害のある人のニーズに応じた情報提供を推進します。
- ・ 情報提供にあたっては、障害の特性に留意して、各種媒体により行います。

##### 県立図書館での郵送貸出の実施

- ・ 身体的な障害により、県立図書館への来館に支障のある利用者の便宜を図るため、郵送貸出を行います。

---

## ( 2 ) 意思疎通支援の充実

---

### 現状と課題

障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーション等の意思疎通を図ることは、日常生活を営む上で、必要不可欠なことです。

障害者基本法では、平成23年8月の改正により言語（手話を含む。）その他の意思疎通のため手段の選択機会の確保等を図ることとされ、また、平成25年4月に施行された障害者総合支援法の地域生活支援事業においては、市町村と都道府県の役割分担を明確にするるとともに、意思疎通支援の強化を図ることとされました。

本県においては、障害者基本法など関係法令・制度に則り、障害に応じた適切な意思疎通ができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成及び派遣を行い、点字図書館、聴覚障害者コミュニケーションプラザの充実を図っているところです。

### 主な取組

#### 意思疎通支援体制の整備

- ・ 視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び点字図書等の製作に従事する点訳奉仕員、音訳奉仕員等を養成します。
- ・ 県で実施する専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣体制を充実します。
- ・ 聴覚に障害のある人が、社会生活において不可欠かつ緊急を要する場合の連絡手段を確保するため、Eメール・ファクシミリを中継する事業の支援を行います。

#### 視聴覚障害者情報支援施設の運営

- ・ 視覚や聴覚に障害のある人への情報提供など各種コミュニケーションのための環境を整備し、日常生活の支援や社会参加を促進するため、視聴覚障害者情報支援施設として県立点字図書館や県聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。

---

## ( 3 ) 情報化への対応

---

### 現状と課題

情報化が急速に進む時代となり、障害のある人にとっても、パソコン等を活用した情報収集や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。

障害のある人が日常生活で困らないよう、パソコン等の操作技術を学ぶ場や情報化の相談窓口の充実を図っているところです。

## **主な取組**

### **障害のある人に優しいホームページづくりの推進等**

- ・ 障害のある人がパソコン等を活用して必要な情報収集や情報交換を行うことを支援し、コミュニケーションの機会の確保と社会参加の推進を図ります。
- ・ 障害のある様々な人に配慮したホームページの作成を積極的に進めます。

### **障害者情報化支援センター事業の推進**

- ・ 障害者情報化支援センターを設置し、常駐するコーディネーターがパソコン活用に関する相談に応じます。
- ・ 障害のある人がパソコンを利用できるよう、操作訓練の機会を提供します。



## 6. 意思疎通環境の整備

### (1) 情報提供

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
福祉制度のごあんないの作成・配布、ホームページへの掲載 【障害政策課】	障害のある人のための各種制度等や相談窓口をまとめた冊子「福祉制度のごあんない」を作成・配布し、周知を図ります。また、その内容を県ホームページに掲載します。									
点字情報ネットワーク事業の実施 【障害政策課】	視覚障害のある人に対する情報提供システムとして、新聞、雑誌等の情報を点字物により提供します。									
点字による広報の作成・配布 【広報課】	視覚障害のある人への広報のため、「ぐんま広報」を主とした情報を点字にした冊子を作成・配布します。									
声の広報の作成・配布 【広報課】	視覚障害のある人への広報のため、「ぐんま広報」を主とした情報を録音したカセットテープ・CDを作成・配布します。									
点字及び音声による広報誌「議会時報」の作成 【議会事務局政策広報課】	視覚及び聴覚障害のある人に配慮し、点字及び音声により、県議会の情報を提供します。									
字幕入り映像ライブラリーの制作・貸出 【障害政策課】	聴覚障害のある人への情報提供として、聴覚障害者コミュニケーションプラザにおいて、テレビ番組、映画等に字幕・手話を挿入したビデオ・DVDの制作(委託制作等を含む。)及び貸出を行います。									
聴覚障害関連情報機器の貸出 【障害政策課】	聴覚障害のある人の意思疎通手段を確保するため、聴覚障害者コミュニケーションプラザにおいて、聴覚障害関連の情報機器を貸し出します。									
手話通訳入り広報番組の制作・提供 【広報課】	聴覚障害のある人に配慮し、手話通訳を入れた広報番組を制作・提供します。									
県議会における手話通訳の実施 【議会事務局議事課】	団体傍聴等の時に、希望に応じて、本会議(質疑及び一般質問)の手話通訳を行います。									
県立図書館での郵送貸出の実施 【教育委員会生涯学習課】	障害により来館に支障のある利用者の便宜を図るため、郵送貸出を行います。									

## (2) 意思疎通支援の充実

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
手話通訳者・要約筆記者の派遣 【障害政策課】	聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営等を通じて、聴覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある人を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。									
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 【障害政策課】	視覚及び聴覚に重複障害のある人の意思伝達、外出等を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。									
聴覚障害者等FAX・メール中継事業の支援 【障害政策課】	社会生活において不可欠かつ緊急を要する場合の連絡手段を確保するため、聴覚障害のある人からのEメール・ファクシミリを中継する事業の支援を行います。									
県立点字図書館の運営 【障害政策課】	視覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、点字図書の貸出・閲覧、音訳CDの貸出、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成や各種相談事業等を行う点字図書館を運営します。									
県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営 【障害政策課】	聴覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、字幕入り映像ライブラリーの貸出や各種相談事業等を行う聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。									

## (3) 情報化への対応

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
障害者に優しいホームページづくりの推進 【広報課】	障害のある様々な人に配慮したホームページの作成を積極的に進めます。									
在宅重度身体障害者情報化支援事業の推進 【障害政策課】	障害のある人がパソコン等を活用し、情報収集や情報交換を行うことを支援するため、パソコンの出張講習を行います。 また、支援を行うボランティアの養成等を実施します。									
障害者情報化支援センター事業の推進 【障害政策課】	障害のある人の情報化支援のため、群馬県社会福祉総合センター内にインターネットに接続したパソコンや周辺機器等を設置し、常駐するコーディネーターがパソコン活用に関する相談に応じます。 また、障害のある人がパソコンを利用できるよう、操作訓練の機会を提供します。									